

別記様式第1号の2の2（第3条の2、第51条の9関係）

☆1 ☐防火 管理者選任（解任）届出書
☐防災

令和〇年〇月〇日

川崎市消防長 殿

管理権原者
住 所 事業所（本社等）の住所
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役
〇〇 〇〇（氏名）

電話番号 事業所（本社等）の電話番号

☆1 ☐防火
下記のとおり、☐防災 管理者を選任（解任）したので届け出ます。
記

防火 対 象 物	建築物 又 は そ の 他 の 工 作 物	所 在 地	建物の住所				電話	テナントの電話番号			
		名 称	建物の名前（〇〇ビル）								
		管 理 権 原	☐ 単一権原 ☐ 複数権原 (どちらかにチェック)		複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称		テナント名・事業所名 (居酒屋〇〇川崎店)				
		用 途※1	業態（飲食店）	令別表第1※1	☆2（ ）項	收容人員※1	☆3				
		種 別	☆4 ☐ 甲種 ☐ 乙種								
		区 分	名 称				令別表第1	收容人員			
		令 第 2 条 を 適 用 す る も の※2	☆5				() 項				
		令 第 3 条 第 3 項 を 適 用 す る も の※2	☆6				() 項				
防火 ・ 防 災 管 理 者	選 任	氏 名（フリガナ）	選任される防火管理者の氏名・フリガナ								
		住 所	防火管理者個人の住所								
		選 任 年 月 日	防火管理者として選任する日 年 月 日								
		職 務 上 の 地 位	テナント・事業所における防火管理者の役職（店長）								
		資 格	講 習	種 別	☐ 防火管理 該当するものにチェック (☐ 甲種 (☐ 新規講習 ☐ 再講習) ☐ 乙種)			☐ 防災管理 (☐ 新規講習 ☐ 再講習)			☆8
				講 習 機 関	受講した機関（日本防火・防災協会）						
			修了年月日	受講した日 年 月 日			年 月 日				
				そ の 他	☐ 令第3条第1項第（ ）号（ ） ☐ 規則第2条第（ ）号			☐ 令第47条第1項第（ ）号 ☐ 規則第51条の5第（ ）号			
		解 任	氏 名	解任される防火管理者の氏名							
			解 任 年 月 日	防火管理者を解任される日 年 月 日							
解 任 理 由	解任の理由（人事異動のため）										
そ の 他 必 要 事 項											
受 付 欄※3 経 過 欄※3											

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ☐印のある欄については、該当の☐印にレを付けること。
3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
4 ※2欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあっては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、同令第3条第3項を適用するものにあっては管理権原に属する部分ごとに記入すること。欄が不足する場合は、任意で書類を作成し添付すること。
5 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物にあってはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。
6 消防法施行令第3条第2項又は同令第47条括弧書を適用するものにあってはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的地位にある者のいずれもが防火及び防災管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。
7 防火・防災管理者の資格を証する書面を添付すること。
8 ※3欄は、記入しないこと。

☆1 防火・防災の該当するものをチェック

☆2 テナント・事業所等の用途を記入。用途は次のページを参考にしてください。

☆3 次のページより、各用途に応じて算定した数字を記入してください。

☆4 甲種：建物全体が特定用途で、延べ面積が300㎡以上。

または、建物全体が非特定用途で、延べ面積が500㎡以上のもの。

乙種：甲種でないもの。

(わからなければ空欄で結構です。)

☆5 同一敷地内に管理権原者が同一の建物が2棟以上ある場合、各棟の名称、用途、
収容人員を記入してください。

(わからなければ空欄で結構です。)

☆6 甲種で複数権原の建物における小規模テナントなど、乙種防火管理者の資格が適用と
なる場合は、その部分の名称、用途、収容人員を記入してください。

(わからなければ空欄で結構です。)

☆7 消防法施行令第3条に基づく資格要件に対応する番号などを記入してください。

(わからなければ空欄で結構です。)

☆8 防災管理者が該当する場合のみ記入してください。

防災管理者が該当するかわからない場合は、ステップ3のフローチャートを参考に
してください。

各用途と収容人員

用途		収容人員の計算方法
(1) 項	イ 劇場、映画館等	従業員の数+客席 ≪客席≫ ・固定式いすの席数（長いすは、正面幅÷0.4m） ・立見席は、床面積÷0.2㎡ ・その他の部分は、床面積÷0.5㎡
	ロ 公会堂、集会場	
(2) 項	イ キャバレー、カフェー	遊技場→従業員の数+遊戯用機械器具を使用して遊技できる数 +観覧、飲食、休憩用固定式いすの席数（長いすは、正面幅÷0.5m）
	ロ 遊技場、ダンスホール	
	ハ 風俗関連店舗	
	ニ カラオケボックス等	その他→従業員の数+客席 ≪客席≫ ・固定式いすの席数（長いすは、正面幅÷0.5m） ・その他の部分は、床面積÷3㎡
(3) 項	イ 待合、料理店	≪客席≫ ・固定式いすの席数（長いすは、正面幅÷0.5m） ・その他の部分は、床面積÷3㎡
	ロ 飲食店	
(4) 項	物品販売店舗	従業員の数+従業員以外の者の使用場所 ≪従業員以外の者の使用場所≫ 飲食、休憩用の部分は、床面積÷3㎡/その他の部分は、床面積÷4㎡
(5) 項	イ 旅館、ホテル	従業員の数+宿泊者数 ≪宿泊者数≫ +集会、飲食、休憩部分 洋室はベッド数/和室は、床面積÷6㎡/簡易宿泊所は、床面積÷3㎡ ≪集会、飲食、休憩部分≫
	ロ 共同住宅、寄宿舎	居住者の数 固定いすの席数/長いすは、正面幅÷0.5m/その他の部分は、床面積÷3㎡
(6) 項	イ 病院、診療所	従業員の数+病床数+待合室の床面積÷3㎡
	ロ 社会福祉施設 （避難困難施設）	従業員の数+要保護者の数
	ハ その他社会福祉施設	
	ニ 幼稚園、特別支援学校	教職員の数+幼児・児童・生徒の数
(7) 項	学校	教職員の数+児童・生徒・学生の数
(8) 項	図書館、博物館	従業員の数+閲覧室、展示室、展覧室等の床面積÷3㎡
(9) 項	イ 蒸気浴場、熱気浴場	従業員の数+浴場、脱衣所、マッサージ室、休憩室の床面積÷3㎡
	ロ 公衆浴場	
(10) 項	停車場	従業員の数
(11) 項	神社、寺院、教会	従業員の数+礼拝、集合、休憩室の床面積÷3㎡
(12) 項	イ 工場、作業場	従業員の数
	ロ スタジオ	
(13) 項	イ 車庫、駐車場	
	ロ 航空機格納庫	
(14) 項	倉庫	
(15) 項	(1)～(14)に該当しないもの（事務所等）	従業員の数+従業員以外の者が使用する部分の床面積÷3㎡
(16) 項	イ 複合用途（特定用途を含む）	各用途の部分ごとに算定した人員の合計数
	ロ 複合用途（非特定用途のみ）	
(16の2) 項	地下街	
(16の3) 項	準地下街	
(17) 項	文化財	床面積÷5㎡

※ は特定用途、それ以外は非特定用途です。

例えば飲食店の場合、用途は【(3)項ロ】となります。